

第146回定時株主総会

# 招 集 ご 通 知

日 時 平成29年6月29日（木曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時10分）  
場 所 東京都新宿区新宿三丁目37番11号  
安与ビル7階 安与ホール

## 目次

第146回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	2
連結計算書類、計算書類、監査報告書	20
株主総会参考書類	44
第1号議案 株式併合の件	
第2号議案 取締役4名選任の件	
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	

(証券コード 9635)  
平成29年6月13日

株 主 各 位

東京都新宿区新宿三丁目36番6号  
**武蔵野興業株式会社**  
代表取締役社長 河野 義 勝

## 第146回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第146回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので何卒ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年6月28日（水曜日）午後6時までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時10分）
2. 場 所 東京都新宿区新宿三丁目37番11号  
安与ビル7階 安与ホール
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第146期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第146期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

### 決 議 事 項

- 第1号議案 株式併合の件
- 第2号議案 取締役4名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.musashino-k.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

### 1 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国の経済は、製造業を中心とした景況の緩やかな回復に加え、インバウンド需要や個人の消費マインドにつきましても持ち直しの兆しがみられたものの、先行きにつきましては世界の政治情勢の不安などから、不透明な状況が続いております。当社グループの主要な事業である映画興行界におきましては、邦画アニメ作品等がヒットし、全体的に活況を呈したものの、当社のようなミニシアター経営におきましては、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような状況のもと、当社グループの当連結会計年度の業績につきましては、映画事業部門は、新宿武蔵野館のリニューアルオープンや自社買付配給作品の上映等で話題を集めたものの、映画配給関連事業に係る営業費用が増加し、営業損失を計上することとなりました。不動産事業部門は、主要テナントビルは引き続き安定的に稼働しておりますが、設備の更新に係る修繕費が高み、また、自動車教習事業部門も学生の運転免許取得時期のずれ込み等の影響により、営業成績は前年同期を下回りました。商事事業部門は、住宅資材の販売が終了したこともあり、売上高は減少いたしました。その結果、全体として売上高は14億3千2百万円（前年同期比14.2%減）、営業利益は3千8百万円（前年同期比67.3%減）、経常利益は5千万円（前年同期比63.7%減）となりました。加えて、特別利益として新宿武蔵野館休館等に係る補償金1億4千3百万円、特別損失としてフィリピンにおける現地相手先との合弁会社「ROCES MUSASHINO HOLDINGS, INC.」に対する関係会社株式評価損7千万円の計上もあり、その結果、親会社株主に帰属する当期純利益は7千8百万円（前年同期比27.1%減）となりました。

以上のように、当連結会計年度におきましては、連結ベースにおける親会社株主に帰属する当期純利益の確保により、繰越損失を解消することができましたが、一方で、当事業年度では、当社単体にて未だ繰越損失残額の解消には至っていないことから、誠に不本意ながら、当連結会計年度の配当につきましては無配とさせていただきます。何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。なお、引き続き当社単体における繰越損失の解消と早期の復配に向け、経営の全力を尽くし、業績の向上に努めてまいります。

部門別の業績は次のとおりであります。

#### (映画事業部門)

「新宿武蔵野館」は入居テナントビルの耐震補強工事に伴い全面改装を行い、平成28年11月にリニューアルオープンいたしました。オープニング興行作品として、当社連結子会社による自社買付配給作品第一弾の香港映画『小さな園の大きな奇跡』をはじめ、『エブリバディ・ウォンツ・サム!!』『ティファニー N.Y.五番街の秘密』等を上映し、好評を博しました。「シネマカリテ」では『幸せなひとりぼっち』『雨の日は会えない、晴れた日は君を想う』『グリーンルーム』等、多彩な作品を上映し映画ファンの期待に応えてまいりましたが、一方で、連結子会社における映画配給関連事業に係る営業費用が増加いたしました。その結果、部門全体の売上高は、新宿武蔵野館の休館の影響もあり4億4千4百万円（前期比20.1%減）、営業損失は4千6百万円（前期は2千3百万円の営業損失）となりました。

#### (不動産事業部門)

主要テナントビルである「大宮ビル」「自由が丘ビル」におきましては稼働状況は安定しておりますが、「自由が丘ビル」において実施した外壁等に係る修繕工事の影響等で、前年同期に比べ賃貸部門の収益は減少いたしました。販売部門につきましては、市況を窺いながら営業活動の機会を模索しておりますが、当連結会計年度におきましても具体的な営業成績の計上には至りませんでした。その結果、部門全体の売上高は5億3千1百万円（前期比5.5%減）、営業利益は3億8百万円（前期比16.6%減）となりました。

#### (自動車教習事業部門)

普通自動車から大型自動車、特殊自動車、自動二輪まで、多様な運転免許の取得が可能な自動車教習所として近隣の自動車教習所との差別化をはかり、また、高校生・大学生の卒業シーズンに係る運転免許取得需要に合わせ、各種教習料割引キャンペーンや戸別訪問等による積極的な営業活動を行い顧客の取り込みに注力いたしました。高校生をはじめとする新規運転免許受験資格者の運転免許取得時期のずれ込みもあり、部門全体の売上高は3億3千6百万円（前期比7.0%減）、営業利益は4千万円（前期比35.7%減）となりました。

#### (商事事業部門)

住宅資材の販売におきましては、パートナー企業より今後の取引の方針について打診を受け、当社においても検討を重ねた結果、平成28年10月末日をもちまして同取引を終了することといたしました。また、東京都目黒区において経営委託している飲食店は、業態変更による好況が一段落したこともあり、収益は前年同期を下回りました。その結果、部門全体の売上高は1億1千1百万円（前期比33.6%減）、営業利益は5百万円（前期比30.4%減）となりました。

(その他)

主としてマクミラン・アリスの著作権料収入や自販機手数料等ではありますが、全体として売上高は9百万円（前期比58.0%減）、営業利益は7百万円（前期比39.4%減）となりました。

※ スポーツ・レジャー事業部門は営業中止中であります。

#### 企業集団の部門別売上高

区 分	金 額	構 成 比	前 期 比
映 画 事 業 部 門	444,247 <sup>千円</sup>	31.0 <sup>%</sup>	△20.1 <sup>%</sup>
不 動 産 事 業 部 門	531,719	37.1	△5.5
自 動 車 教 習 事 業 部 門	336,020	23.5	△7.0
商 事 事 業 部 門	111,500	7.8	△33.6
そ の 他	9,156	0.6	△58.0
合 計	1,432,644	100.0	△14.2

(注) スポーツ・レジャー事業部門は、営業中止中であります。

#### (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は5億2百万円であり、主なものは、映画事業部門における新宿武蔵野館改装にかかる内装工事等建物附属設備等3億8千万円、不動産事業部門における大宮ビル設備更新工事等9千1百万円、自動車教習事業部門における教習車両等2千8百万円であります。

#### (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社単体における繰越損失の解消と早期復配が当社グループの課題であります。当連結会計年度におきましては連結ベースにおける繰越損失の解消がなされたものの、当事業年度においては、当社単体にて連結子会社に対する貸倒引当金繰入額の計上もあり、誠に不本意ながら、未だ繰越損失の解消には至っておりません。今後も、当社グループ全力を挙げて、映画事業、不動産事業、自動車教習事業といった主要事業部門のさらなる充実と、映画事業におきましては、映画の自社買付配給にも取り組み、総合的に映画事業を手がける会社として、より前向きな経営施策を講じてまいります。

具体的には、映画事業部門は、映画興行事業においては平成28年11月に全面改装した「新宿武蔵野館」のPRに加え、番組編成についてもシネコンとはひと味違ったミニシアターならではの個性溢れる作品のラインナップに引き続き注力してまいります。さらには、本年で4回目を迎える「シネマカリテ」における映画祭「カリテ・ファンタスティック!シネマコレクション(通称『カリコレ』)」の開催や、売店にて取り扱うフードメニューとグッズの充実、手作り感のある館内ディスプレイ等、映画館で映画を観ることの楽しさを感じてもらえるような劇場作りを目指してまいります。映画配給事業においては自社買付配給作品第一弾の香港映画『小さな園の大きな奇跡』に続く配給作品の準備に取り掛かってまいります。

不動産事業部門は、主要テナントビルの維持管理や設備の更新を継続し、必要に応じた修繕や新たな付加価値となる設備投資も前向きに検討し、収益基盤の確保に繋がる資産管理を今後もしっかりと行ってまいります。また、仲介・販売業務については、今後も景況を見極めながら、取引の機会を検討してまいります。

自動車教習事業部門は、広々としたコースと、多種多様な種類の運転免許の取得が可能な自動車教習所としての認知度を高め、競合する自動車教習所との差別化をはかり、また、送迎ルートの充実や教習指導員の教育、地域との繋がりを重視し、信頼のおける自動車教習所としての評価を高めてまいります。

商事事業部門は、外部へ経営委託している飲食店については、今後も地域の皆様のニーズを把握して店舗作りに生かし、経営委託先と連携を密にしながら業績の向上に努めてまいります。なお、住宅関連資材の販売については、平成28年10月末日をもちまして、同取引を終了しております。

また、遊休資産となっている旧甲府武蔵野シネマ・ファイブ土地建物の有効活用につきましては、売却を基本方針に情報の収集を綿密に行っております。

以上のように、各部門において、対処すべき課題の解消に向けて営業努力を重ねてまいりますので、株主の皆様におかれましては、前向きの施策の進展にご期待、ご理解をいただき、何卒変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
該当事項はありません。

(9) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第143期 (平成26年3月期)	第144期 (平成27年3月期)	第145期 (平成28年3月期)	第146期 (当連結会計年度) (平成29年3月期)
売上高	1,561百万円	1,641百万円	1,669百万円	1,432百万円
経常利益	100百万円	130百万円	139百万円	50百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	107百万円	84百万円	107百万円	78百万円
1株当たり当期純利益	10円30銭	8円10銭	10円30銭	7円51銭
総資産	6,129百万円	6,031百万円	5,912百万円	6,230百万円
純資産	3,080百万円	3,282百万円	3,450百万円	3,529百万円

(注)「1株当たり当期純利益」は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第143期 (平成26年3月期)	第144期 (平成27年3月期)	第145期 (平成28年3月期)	第146期(当期) (平成29年3月期)
売上高	1,105百万円	1,204百万円	1,149百万円	997百万円
経常利益	43百万円	90百万円	85百万円	50百万円
当期純利益又は当期純損失(△)	48百万円	45百万円	70百万円	△10百万円
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)	4円64銭	4円32銭	6円74銭	△1円05銭
総資産	6,024百万円	5,855百万円	5,700百万円	5,970百万円
純資産	3,155百万円	3,319百万円	3,449百万円	3,438百万円

(注)「1株当たり当期純利益又は当期純損失」は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

## (10) 主要な事業内容

- ・映画事業  
映画興行・配給および映画館売店等の運営
- ・不動産事業  
不動産の販売・斡旋およびテナントビルの賃貸等
- ・自動車教習事業  
自動車教習所の運営
- ・商事事業  
物品販売等

## (11) 主要な事業所等

- ・当社  
本 社 東京都新宿区新宿三丁目36番6号  
事 業 所 (映 画 館) 東京都新宿区  
(賃貸ビル・マンション) 東京都杉並区、東京都目黒区  
埼玉県さいたま市大宮区
- ・子会社  
株式会社寄居武蔵野自動車教習所 埼玉県大里郡寄居町  
自由ヶ丘土地興業株式会社 東京都新宿区  
武蔵野エンタテインメント株式会社 東京都新宿区

## (12) 従業員の状況

事 業 部 門	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
映 画 事 業	11名	2名増
不 動 産 事 業	2名	—
自 動 車 教 習 事 業	25名	1名増
商 事 事 業	1名	—
全 社 (共 通)	9名	—
合 計	48名	3名増

(注) 従業員数は就業人員であり、使用人兼務取締役および臨時従業員(61名)は含んでおりません。

(13) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 重要な親会社の状況  
当社の親会社はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の持株比率	主要な事業内容
株式会社寄居武蔵野自動車教習所	10,000 <sup>千円</sup>	100 <sup>%</sup>	自動車教習所
自由ヶ丘土地興業株式会社	10,000	100	不動産賃貸業
武蔵野エンタテインメント株式会社	5,000	90	映画関連事業

連結子会社は上記の3社、持分法適用会社は2社（株式会社野和ビル、株式会社フラッグスビジョン）であります。

当連結会計年度の売上高は14億3千2百万円（前期比14.2%減）、経常利益は5千万円（前期比63.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は7千8百万円（前期比27.1%減）であります。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(14) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社 みずほ銀行	106,668千円
株式会社 日本政策金融公庫	58,800千円
株式会社 りそな銀行	49,820千円
株式会社 三菱東京UFJ銀行	46,668千円
株式会社 横浜銀行	46,640千円
株式会社 三井住友銀行	45,835千円

## 2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式総数 10,466,822株（自己株式33,178株を除く。）
- (3) 当期末株主数 2,235名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
河 野 義 勝	3,480	33.25
有 限 会 社 河 野 商 事	1,000	9.55
河 野 優 子	824	7.87
株 式 会 社 リ サ ・ パ ー ト ナ ー ズ	526	5.03
有 限 会 社 エ ム ワ ン ・ イ ン ベ ス ト メ ン ツ	479	4.57
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	380	3.63
株 式 会 社 小 泉	303	2.89
長 谷 川 際 一	88	0.84
佐 藤 ミ カ	63	0.61
穂 本 龍 志	42	0.40

(注) 持株比率については、自己株式（33,178株）を控除して算出しております。

## 3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（平成29年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	河 野 義 勝	株式会社寄居武蔵野自動車教習所代表取締役社長 自由ヶ丘土地興業株式会社代表取締役社長 武蔵野エンタテインメント株式会社代表取締役社長 株式会社野和ビル代表取締役会長
常 務 取 締 役	河 野 優 子	当社営業担当兼内部統制担当 (非常勤講師) 東京都市大学、武蔵野大学、立教女学院短期大学 上智社会福祉専門学校
取 締 役	仲 村 正 憲	当社総務部長
取 締 役	長 坂 紘 司	株式会社小泉代表取締役会長
取 締 役	三 村 篤	株式会社アースウィンド・アドバイザーズ代表取締役
常 勤 監 査 役	谷 口 均	
監 査 役	宇 野 昭 秀	税理士法人宇野会計勤務 株式会社パートナーズUNO勤務 オータックス株式会社社外監査役
監 査 役	出 口 洋 一	出口司法書士事務所所長

- (注) 1. 取締役のうち、長坂紘司、三村 篤の両氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役のうち、宇野昭秀、出口洋一の両氏は、社外監査役であります。  
 3. 取締役長坂紘司、三村 篤の両氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。  
 4. 監査役宇野昭秀、出口洋一の両氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。  
 5. 常勤監査役谷口 均氏は、当社内の経理部門での経理経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 6. 監査役宇野昭秀氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役ならびに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役および社外監査役ともに同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## (3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	4名 (1名)	64,675千円 (2,580千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	15,532千円 (4,980千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 平成5年6月29日開催の第122回定時株主総会決議において、取締役の報酬限度額を月額12,000千円以内(但し、使用人分給与は含まない)、監査役の報酬限度額を月額1,500千円以内と決議いただいております。  
 3. 当事業年度における役員退職慰労引当金繰入額はありません。

## (4) 社外役員に関する事項

## ① 重要な兼職先である法人等と当社との関係(平成29年3月31日現在)

社外役員の兼職につきましては、「4 会社役員に関する事項(1) 取締役および監査役の状況」に記載のとおりであります。

社外取締役長坂紘司氏の兼職先である株式会社小泉は当社の大株主であり、当社は同社との間に製品供給の取引関係がありました(平成28年10月末日にて終了しました)。

社外取締役三村 篤氏の兼職先である株式会社アースウィンド・アドバイザーズと当社との間には、重要な関係はありません。

社外監査役宇野昭秀氏の兼職先である税理士法人宇野会計、株式会社パートナーズUNO、オータックス株式会社と当社との間には、重要な関係はありません。

社外監査役出口洋一氏の兼職先である出口司法書士事務所は、当社との間に登記申請等の業務に係る取引関係があります。

## ② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当する事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会および監査役会への出席状況および発言状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	長坂 紘司	当事業年度開催の取締役会の出席率は40%であり、企業経営を通じて培った知識および見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	三村 篤	当事業年度開催の取締役会の出席率は100%であり、経営コンサルタントとしての豊富なビジネス経験と幅広い見識から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	宇野 昭秀	当事業年度開催の取締役会の出席率は100%であり、疑問点等を適宜質問し、意見を述べております。また、監査役会への出席率は100%であり、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	出口 洋一	当事業年度開催の取締役会の出席率は80%であり、疑問点等を適宜質問し、意見を述べております。また、監査役会への出席率は80%であり、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(イ) 当社の不当または不正な業務執行に関する対応の概要

該当する事項はありません。

④ 当社の報酬等の額

前記記載の「4 会社役員に関する事項 (3) 取締役および監査役の報酬等の額」にて表記しております。なお、取締役長坂紘司氏への報酬等の支給はありません。

## 5 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

八重洲監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |                                 |          |
|---------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る報酬等の額                 | 12,500千円 |
| ② 当社および子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 12,500千円 |

(注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画の内容ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を慎重に検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、「会計監査人の解任」または「会計監査人の不再任」に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

## 6 会社の体制および方針

### (I) 業務の適正を確保するための体制

1. 当社および子会社の取締役・使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にするため、全取締役・使用人を対象とした行動指針としてコンプライアンス指針を定め、周知徹底する。子会社においても、その取締役・使用人を対象としたコンプライアンス指針を定め、同様に周知徹底する。
  - (2) コンプライアンス担当役員を置き、内部統制を推進する組織を設置するとともに、リスク管理体制とコンプライアンス体制を構築し運用を行う。子会社においても、その規模や業態等に応じて、適正数の監査役もしくはコンプライアンス推進担当者を配置する。
  - (3) 取締役・使用人に対するコンプライアンスの研修を実施するとともに、コンプライアンスの強化および企業倫理の浸透を図る。
  - (4) 法令・諸規則および規定に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とする社内報告体制として社外の弁護士、社内担当者等を直接の情報受領者とする内部通報システムを構築し、当社グループ（当社ならびにその子会社からなる企業集団を指し、以下同じ）の役職員が直接通報できる体制のもと、その運用を行う。
  - (5) 金融商品取引法および関係諸法令との適合性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定し、財務報告の信頼性と適正性を得るための社内体制を整備する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程等の社内規程を整備し、適切に保存および管理を行う。
3. 当社および子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 内部統制を推進する組織のもとに、リスク管理を統括する部門を置き、リスク管理体制を構築し、その運用を行う。
  - (2) 各事業部門は、それぞれの部門に関するリスク管理を行い、リスク管理を統括する部門へ定期的にリスク管理の状況を報告し、連携を図る。
  - (3) 取締役および使用人に対するリスク管理の研修を実施するとともに、リスク管理の強化を図る。
4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基本として定例取締役会および臨時取締役会の開催を位置づけ、重要事項に関して迅速的確な意思決定を行う。

- (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程等において、それぞれの責任者およびその責任と執行手続の詳細について定める。
5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- (1) 当社グループ各社における業務の適正を確保するため、共通のコンプライアンス指針を定め、グループ全体のコンプライアンス体制を構築する。また、内部通報システムについては、その通報窓口を子会社にも開放し、これを周知することにより、当社グループ各社におけるコンプライアンスの実効性を確保する。
- (2) 子会社等の関係会社を管理する担当部署を置き、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。当社におけるリスクを管理する部門は、当社グループ全体のリスクの評価および管理の体制を適切に構築・運用し、グループ全体の業務の適正化を図る。
- (3) 子会社等の関係会社を管理する担当部署を通じて、各子会社に対し、業務執行状況・営業成績・財務状況等を定期的に当社に報告させるような体制を構築する。加えて、経営上重要な業務執行事項に関しては、当社の事前の承認または当社への報告を求めるとともに、当社において子会社の事業計画等と照らし合わせ、業務の適正性を確認する。
- (4) 各子会社について、当社内の対応部署を定め、当該部署が子会社の重要な業務執行事項について協議、情報交換等を行うことで、当社グループ全体における経営の健全性、効率性等の向上を図る。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 監査役会が監査役の業務を補助すべき使用人の設置を求めた場合、取締役は速やかに監査スタッフを設置する。
- (2) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に従うとともに、当該命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。監査スタッフの任命・解任・人事異動については、監査役会の事前の同意を得るものとし、当該スタッフの人事考課は監査役が行うものとする。
7. 当社グループの取締役および使用人等が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 当社グループの取締役および使用人等は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し、または発生する恐れがあるとき、違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役会に報告する。また、監査役はいつでも必要に応じて、当社企業グループの取締役および使用人等に対して報告を求めることができる。

- (2) 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、重要な会議等に出席し、必要に応じて取締役会および使用人等にその説明を求めることとする。また、代表取締役と適宜意見交換を行い、意思の疎通を図る。
  - (3) 当社は、監査役への報告を行った当社グループの役員および従業員に対し、当社公益通報保護規程に準拠し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員、使用人等に周知徹底する。
8. 当社の監査役の職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと考えられた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
9. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 当社は監査役の半数以上を社外監査役とし、その選任にあたっては、各監査役が適切に同意権を行使し、その独立性につき慎重に検討する。
  - (2) 当社の常勤監査役は、当社グループの各事業の予算会議・月次報告会議等に出席し、当該会議にて収集した情報について他の社外監査役と共有を図る。
  - (3) 当社の監査役は、監査の実施にあたり、必要に応じて公認会計士および弁護士等の外部専門家との連携を図る。
  - (4) 監査役は、監査の充実のために、独自に各取締役および必要な従業員に対して個別のヒアリングを実施することができる。また、監査役は、代表取締役ないし会計監査人との間で、定期的に情報・意見等の交換を行う。
10. 反社会的勢力を排除するための体制
- (1) 当社は、「武蔵野興業グループコンプライアンス行動指針」において反社会的勢力および団体との不適切な一切の関係を排除し関係法規の趣旨に反する行為は行わない旨を明記し、全従業員にその周知徹底を図る。
  - (2) 当社は、反社会的勢力との助長取引を排除し、経営活動への関与および被害を防止する体制を整備する。
  - (3) 当社は、総務部を統括部署として不当要求防止責任者を設置し、社内研修を行うとともに、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟し、反社会的勢力の動向に係る情報を収集するとともに、弁護士、警察等と連携して適切に組織的な対応を図る。

## (Ⅱ) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. 当社および子会社の取締役・使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の運用状況
  - (1) 「武蔵野興業グループコンプライアンス行動指針」を制定すると共に、各部門に内部統制担当職員を配置し、コンプライアンス指針の周知徹底を図っております。また、毎週開催の定例ミーティングと月次報告会議において、子会社を含めた各部門の責任者からの報告等で法令・諸規則および規定に反する行為等を早期に発見することに努め、経営全般におけるリスク管理およびコンプライアンス管理を行っております。
  - (2) コンプライアンス担当役員である常務取締役を中心に役職員に対し、コンプライアンス研修を行っております。
  - (3) 「財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定し、監査法人による監査にあたっては、同方針を踏襲することで、財務報告の信頼性向上・金融商品取引法等との適合性を確保しております。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制の運用状況  
取締役の職務の執行に係る情報（取締役会をはじめとする重要な会議の議事録・資料や稟議書等）は、その作成時点から情報の管理を関係役職員に限定し、適切に保管しております。
3. 当社および子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制の運用状況  
経理部を中心とした内部統制プロジェクト担当者が、事業所および子会社の内部監査を行い、リスク管理の状況を取締役と監査役に報告しております。また、役職員に対し、コンプライアンス研修やミーティングを定期的に行っております。
4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制の運用状況  
当事業年度において取締役会を5回開催し、重要事項を慎重に討議の上、迅速・的確に意思決定を図っております。また、必要に応じて取締役、監査役が集まり意見交換を行っております。
5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況
  - (1) 経理部を子会社管理の担当部署とし、常勤顧問を中心にグループ全体の内部統制状況を取りまとめ、各プロセスに応じたリスク評価を行っております。
  - (2) 子会社の取締役財務責任者は、当社の月次報告会議に出席し業務の執行状況、営業成績等の報告を行っており、稟議等の承認については当社が行い、子会社の業務の適正性を確保しております。
  - (3) 財務関係は当社経理部が、法務関係は当社総務部が対応部署として子会社と定期的に情報交換を行い、当社グループ全体における経営の健全性、効率性等の向上を図っております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項の運用状況  
監査室を設置し、監査役の業務の補助を行っております。監査室所属職員は、監査役の職務を補助する際には、監査役の指揮命令にのみ従い、取締役の指揮命令を受けずに職務を行っております。
  7. 当社グループの取締役および使用人等が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制の運用状況
    - (1) 当期中に当社グループの取締役および使用人等より監査役に報告および監査役より使用人等が報告を求められた違法・不正な事案はありませんでした。
    - (2) 常勤監査役は取締役会をはじめとする重要な会議およびミーティングに概ね出席し、代表取締役とも適宜意見を交換しております。
  8. 当社の監査役の職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項の運用状況  
経理部が監査役の職務執行時の費用請求先として、同費用請求がなされた場合に迅速処理して対応しております。
  9. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制の運用状況
    - (1) 監査役3名のうち2名を社外監査役としており、定期的に監査役会を行い、情報を共有し意見交換を行っております。また常勤監査役は社内で行われる予算会議・月次報告会議やミーティング等に参加し、各部門から提供された情報を社外監査役に報告しております。
    - (2) 監査役は会計監査人と定期的に意見交換を行うことで連携を図り、また、監査の充実を図るために必要に応じて監査室を活用し従業員との意見交換を行っております。
  10. 反社会的勢力を排除するための体制の運用状況  
担当役員が公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会の地区会に参加し、反社会的勢力に係る情報を役員で共有を図っております。また、反社会的勢力から不当要求への対応等に関し、社内研修を行っております。
- (Ⅲ) 株式会社の支配に関する基本方針  
当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

## 7 親会社等との間の取引に関する事項

当社代表取締役社長である河野義勝は、当社の親会社等に該当しております。当社および当社の連結子会社は、金融機関よりの借入金に対し、河野義勝より債務保証を受けております。

### (1) 取引に当たって当社の利益を害さないように留意した事項

当社は親会社等のグループ会社等と取引を行う場合には、一般的な取引条件を参考に、適正な条件で行うことを基本方針とし、取引内容および取引の妥当性について、少数株主の利益に相反しないかどうか慎重に検討して実施しております。

### (2) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

債務の被保証につきましては保証料の支払いはなく、また、その意思決定におけるプロセス等につきましても、社外役員の経営監視・監督のもと、取引の公正性を確保することで少数株主に不利益を与えないものと判断いたしました。

### (3) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

上記の内容は、当事業年度末日現在で記載しております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>	千円	<b>(負債の部)</b>	千円
<b>流動資産</b>	<b>721,605</b>	<b>流動負債</b>	<b>582,553</b>
現金および預金	572,108	買掛金	88,010
受取手形および売掛金	47,762	一年以内返済予定の長期借入金	133,548
たな卸資産	1,722	未払法人税等	49,658
繰延税金資産	22,775	賞与引当金	11,222
その他	77,975	その他	300,114
貸倒引当金	△740	<b>固定負債</b>	<b>2,118,539</b>
<b>固定資産</b>	<b>5,508,549</b>	長期借入金	220,883
<b>有形固定資産</b>	<b>4,856,668</b>	退職給付に係る負債	113,690
建物および構築物	787,395	役員退職慰労引当金	8,906
機械装置および運搬具	39,544	預り敷金	614,246
工具、器具および備品	29,698	繰延税金負債	844
土地	3,904,167	再評価に係る繰延税金負債	1,082,196
リース資産	95,862	その他	77,770
<b>無形固定資産</b>	<b>79,118</b>	<b>負債合計</b>	<b>2,701,093</b>
借地権	67,260	<b>(純資産の部)</b>	
その他	11,858	<b>株主資本</b>	<b>1,075,062</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>572,762</b>	資本金	1,004,500
投資有価証券	422,480	利益剰余金	78,505
繰延税金資産	12,173	自己株式	△7,943
差入保証金および敷金	89,146	その他の包括利益累計額	2,453,998
その他	53,569	その他有価証券評価差額金	1,914
貸倒引当金	△4,607	土地再評価差額金	2,452,083
<b>資産合計</b>	<b>6,230,154</b>	<b>純資産合計</b>	<b>3,529,061</b>
		<b>負債および純資産合計</b>	<b>6,230,154</b>

## 連結損益計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

科 目	金 額
高 上 売 上 原 利 益	1,432,644
高 上 売 上 原 利 益	740,253
高 上 売 上 原 利 益	692,390
販売費および一般管理費	653,762
<b>営業利益</b>	<b>38,628</b>
<b>営業外収益</b>	<b>30,121</b>
受取利息および配当金	1,773
持分法による投資利益	27,765
その他の	581
<b>営業外費用</b>	<b>17,996</b>
支払利息	3,741
遊休資産維持管理費用	12,996
その他の	1,258
<b>経常利益</b>	<b>50,752</b>
<b>特別利益</b>	<b>143,545</b>
受取補償金	143,545
<b>特別損失</b>	<b>70,000</b>
関係会社株式評価損	70,000
<b>税金等調整前当期純利益</b>	<b>124,298</b>
法人税、住民税および事業税	58,685
法人税等調整額	△12,977
<b>当期純利益</b>	<b>78,589</b>
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>	<b>78,589</b>

## 連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

	株 主 資 本			
	資 本 金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成28年4月1日残高	1,004,500 <sup>千円</sup>	△83 <sup>千円</sup>	△7,760 <sup>千円</sup>	996,655 <sup>千円</sup>
連結会計年度中の変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益	-	78,589	-	78,589
自己株式の取得	-	-	△183	△183
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	-	78,589	△183	78,406
平成29年3月31日残高	1,004,500	78,505	△7,943	1,075,062

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
平成28年4月1日残高	1,703 <sup>千円</sup>	2,452,083 <sup>千円</sup>	2,453,787 <sup>千円</sup>	3,450,443 <sup>千円</sup>
連結会計年度中の変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	78,589
自己株式の取得	-	-	-	△183
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	210	-	210	210
連結会計年度中の変動額合計	210	-	210	78,617
平成29年3月31日残高	1,914	2,452,083	2,453,998	3,529,061

# 連 結 注 記 表

## 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

### (1) 連結の範囲に関する事項

#### 連結子会社の数および名称

連結子会社は株式会社寄居武蔵野自動車教習所、自由ヶ丘土地興業株式会社、武蔵野エンタテインメント株式会社の3社であります。非連結子会社はありません。

### (2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の関連会社は株式会社野和ビル、株式会社フラッグスビジョンの2社であります。
- ② 持分法非適用の関連会社は1社（ROCES MUSASHINO HOLDINGS, INC.）であります。

#### 持分法を適用しない理由

持分法を適用していない会社は、当期純利益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
株式会社寄居武蔵野自動車教習所	1月31日
自由ヶ丘土地興業株式会社	1月31日

上記の連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### (4) 会計方針に関する事項

#### ① 有価証券の評価基準および評価方法

##### その他有価証券

時価のあるもの……連結決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……移動平均法による原価法

#### ② たな卸資産の評価基準および評価方法

商品および貯蔵品…最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

映像使用権…個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

③ 固定資産の減価償却の方法

建物および構築物……………定額法

(平成28年3月31日以前に取得した建物附属設備および構築物は除く)

その他の有形固定資産……………定率法

(リース資産を除く)

なお、主な耐用年数については、次のとおりであります。

建物および構築物 8～50年

機械装置および運搬具 4～17年

工具、器具および備品 4～15年

リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

無形固定資産……………定額法

(リース資産を除く)

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

④ 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づく当連結会計年度末基準額を計上しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額(期末自己都合要支給額)に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

⑥ 消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。

## 2. 会計方針の変更

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益はそれぞれ21,019千円増加しております。

## 3. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

#### 4. 連結貸借対照表関係

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 2,175,108千円

(2) 担保資産および担保付債務

担保に供している資産

建	物	370,149千円
土	地	3,686,683千円
合	計	4,056,832千円

担保付債務

一年以内返済 予定の長期借入金	111,672千円
長期借入金	147,104千円
合	計 258,776千円

(3) 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金について債務保証を行っております。

株式会社野和ビル 389,000千円

(4) 土地再評価の適用

「土地の再評価に関する法律」(平成10年法律第34号)および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年法律第24号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布 政令第119号)第2条第4号に定める、「地価税法」(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法により算出しております。

再評価を行った年月日 平成12年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

再評価を行った土地の期末における時価が再評価後の帳簿価額を上回っているため記載しておりません。

## 5. 連結損益計算書関係

## (1) 受取補償金

新宿武蔵野館が入居するテナントビルの耐震工事に伴う休館および映画館設備の復旧等に係る受取補償金であります。

## (2) 関係会社株式評価損

ROCES MUSASHINO HOLDINGS, INC.株式の評価損であります。

## 6. 連結株主資本等変動計算書関係

## 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	10,500,000	—	—	10,500,000

## 7. 金融商品関係

## (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形および売掛金に係る顧客の信用リスクは、経理規程に定められた「債権・債務の管理」に関する条項に沿って、リスク低減をはかっております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金および設備投資資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して、金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは経理規程に定められた「資金調達運用」に関する条項に沿って、借入金の金利変動リスクをヘッジする目的で取り組むこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
1.現金および預金	572,108	572,108	—
2.受取手形および売掛金	47,762	47,762	—
3.投資有価証券 其他有価証券	14,259	14,259	—
4.買掛金	(88,010)	(88,010)	—
5.長期借入金 (一年以内返済予定 のものを含む。)	(354,431)	(359,862)	5,431

※ 負債に計上されているものにつきましては、( )で示しております。

(注1.) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

1.現金および預金、ならびに2.受取手形および売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

3.投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

4.買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

5.長期借入金

これらの時価については主に、将来キャッシュ・フローに信用リスクを織り込み、リスクフリーレート（国債利回りの利率）で割り引いて算定する方法によっております。なお、一部の借入金の時価については、金利スワップの特例処理の対象とされていることから、当該金利スワップと一体として処理された将来キャッシュ・フローに信用リスクを織り込み、リスクフリーレート（国債利回りの利率）で割り引いて算定する方法によっております。

6.デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるもので、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記5.参照）。

(注2.) 非上場株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「3.投資有価証券その他有価証券」には含めておりません。また、「差入保証金および敷金」「預り敷金」「保証債務」についても、諸般の取引条件を勘案した結果、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価についての記載を行っていません。

8. 賃貸等不動産関係

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、東京都および埼玉県において、賃貸用の商業テナントビル（土地を含む）や商業テナントビルに供している敷地等を所有しております。平成29年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は299,513千円（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時 価
4,305,851	7,932,351

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 時価の算定方法

当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

9. 1株当たり情報関係

(1) 1株当たり純資産額 337円17銭

(2) 1株当たり当期純利益 7円51銭

なお、連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益の額は78,589千円、1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益の額は78,589千円であります。また、1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数は10,467,066株であります。

10. 重要な後発事象関係

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月19日

武蔵野興業株式会社  
取締役会 御中

八重洲監査法人

代表社員 公認会計士 本間 英雄 ㊞  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 滝澤 直樹 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、武蔵野興業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、武蔵野興業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

### 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第146期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月26日

武蔵野興業株式会社 監査役会

常勤監査役 谷 □ 均 ㊟

社外監査役 宇野 昭 秀 ㊟

社外監査役 出 □ 洋 一 ㊟

以上

## 貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>	千円	<b>(負債の部)</b>	千円
<b>流動資産</b>	<b>403,252</b>	<b>流動負債</b>	<b>502,602</b>
現金および預金	251,555	買掛金	87,566
受取手形	910	一年以内返済予定の長期借入金	130,548
売掛金	45,336	未払金	132,985
たな卸資産	496	未払費用	9,843
繰延税金資産	18,595	未払法人税等	48,324
その他	86,368	前受金	48,868
貸倒引当金	△10	賞与引当金	7,670
<b>固定資産</b>	<b>5,567,043</b>	その他	36,795
<b>有形固定資産</b>	<b>4,585,741</b>	<b>固定負債</b>	<b>2,029,441</b>
建物	582,348	長期借入金	211,883
構築物	2,031	退職給付引当金	34,492
機械および装置	10,103	役員退職慰労引当金	8,906
工具、器具および備品	26,826	預り敷金	613,346
土地	3,868,568	繰延税金負債	844
リース資産	95,862	再評価に係る繰延税金負債	1,082,196
<b>無形固定資産</b>	<b>24,060</b>	その他	77,770
借地権	13,460	<b>負債合計</b>	<b>2,532,043</b>
商標権	3,976	<b>(純資産の部)</b>	
その他	6,624	<b>株主資本</b>	<b>984,253</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>957,240</b>	<b>資本金</b>	<b>1,004,500</b>
投資有価証券	118,659	<b>利益剰余金</b>	<b>△12,303</b>
関係会社株式	69,000	その他利益剰余金	△12,303
関係会社長期貸付金	379,500	繰越利益剰余金	△12,303
差入保証金および敷金	665,726	<b>自己株式</b>	<b>△7,943</b>
その他	52,299	評価・換算差額等	<b>2,453,998</b>
貸倒引当金	△288,943	その他有価証券評価差額金	1,914
投資損失引当金	△39,000	<b>土地再評価差額金</b>	<b>2,452,083</b>
<b>資産合計</b>	<b>5,970,295</b>	<b>純資産合計</b>	<b>3,438,251</b>
		<b>負債および純資産合計</b>	<b>5,970,295</b>

# 損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

科 目	金 額
高 上 売 上 原 価	997,460
高 上 売 上 原 価	664,900
高 上 売 上 総 利 益	332,560
販 売 費 お よ び 一 般 管 理 費	275,938
営 業 利 益	56,622
営 業 外 収 益	11,590
受 取 利 息 お よ び 配 当 金	11,250
そ の 他	339
営 業 外 費 用	17,669
支 払 利 息	3,637
遊 休 資 産 維 持 管 理 費 用	12,996
そ の 他	1,035
経 常 利 益	50,543
特 別 利 益	143,545
受 取 補 償 金	143,545
特 別 損 失	150,000
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	150,000
税 引 前 当 期 純 利 益	44,088
法 人 税、住 民 税 お よ び 事 業 税	55,075
当 期 純 損 失	10,986

## 株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

	株 主 資 本			
	資 本 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		その他利益剰余金		
		繰越利益剰余金		
平成28年4月1日残高	千円 1,004,500	千円 △1,316	千円 △7,760	千円 995,422
事業年度中の変動額				
当期純損失	-	△10,986	-	△10,986
自己株式の取得	-	-	△183	△183
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	△10,986	△183	△11,169
平成29年3月31日残高	1,004,500	△12,303	△7,943	984,253

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成28年4月1日残高	千円 1,703	千円 2,452,083	千円 2,453,787	千円 3,449,210
事業年度中の変動額				
当期純損失	-	-	-	△10,986
自己株式の取得	-	-	-	△183
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	210	-	210	210
事業年度中の変動額合計	210	-	210	△10,958
平成29年3月31日残高	1,914	2,452,083	2,453,998	3,438,251

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社および関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……移動平均法による原価法

#### (2) たな卸資産の評価基準および評価方法

商品および貯蔵品……最終仕入原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

建物および構築物……………定額法

(平成28年3月31日以前に取得した建物附属設備および構築物は除く)

その他の有形固定資産……………定率法

(リース資産を除く)

なお、主な耐用年数については、次のとおりであります。

建物 8～36年

構築物 15年

機械装置および運搬具 9～10年

工具、器具および備品 4～15年

リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

無形固定資産……………定額法

(リース資産を除く)

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

#### (4) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

投資損失引当金……………関係会社への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態および回収可能性を勘案して、必要と認められる額を計上しております。

賞与引当金……………従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額（期末自己都合要支給額）に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づく当事業年度末基準額を計上しております。

(5) 消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。

## 2. 会計方針の変更

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当事業年度の営業利益、経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ21,019千円増加しております。

## 3. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

## 4. 貸借対照表関係

(1) 有形固定資産の減価償却累計額			1,284,330千円
(2) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務			
短期金銭債権			3,842千円
長期金銭債権			1,000,904千円
長期金銭債務			411,300千円
(3) 担保資産および担保付債務			
担保に供している資産	建	物	231,441千円
	土	地	3,686,683千円
	合	計	3,918,124千円
担保付債務	一年以内返済 予定の長期借入金		111,672千円
	長期借入金		147,104千円
	合	計	258,776千円

## (4) 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金について債務保証を行っております。  
株式会社野和ビル 389,000千円

## (5) 土地再評価の適用

「土地の再評価に関する法律」(平成10年法律第34号)および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年法律第24号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

## 再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布 政令第119号)第2条第4号に定める、「地価税法」(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法により算出しております。

再評価を行った年月日 平成12年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

再評価を行った土地の期末における時価が再評価後の帳簿価額を上回っているため記載しておりません。

## 5. 損益計算書関係

(1) 関係会社との取引高	売上高	159,228千円
	仕入高	114,982千円
	受取利息	9,542千円

### (2) 受取補償金

新宿武蔵野館が入居するテナントビルの耐震工事に伴う休館および映画館設備の復旧等に係る受取補償金であります。

### (3) 貸倒引当金繰入額

関係会社に対する貸倒引当金繰入額であります。

## 6. 株主資本等変動計算書関係

自己株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式（株）	32,381	797	—	33,178

(注) 普通株式の自己株式の増加797株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

## 7. 税効果会計関係

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

関係会社株式評価損	138,325千円
貸倒に係る損失	104,880千円
減損損失	88,329千円
投資有価証券評価損	40,527千円
退職給付引当金	10,561千円
その他の投資評価損	4,472千円
賞与引当金	2,367千円
その他	7,383千円
繰延税金資産計	396,848千円
評価性引当額	378,253千円
繰延税金資産合計	18,595千円

### 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	844千円
再評価に係る繰延税金負債	
事業用土地再評価差額金	1,082,196千円

## 8. 関連当事者との取引関係

## (1) 子会社および関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
関連会社	(株)野和ビル	(所有)直接50%	敷地の賃貸 役員の兼任	敷地の賃貸	155,028	預り敷金	411,300
				債務保証	389,000	前受金	12,919
子会社	自由ヶ丘土地興業(株)	(所有)直接100%	建物の賃借 役員の兼任	建物の賃借	66,816	差入保証金 および敷金	580,000
				受取利息	3,115	関係会社 長期貸付金	98,000
						貸倒引当金	98,000
子会社	武蔵野エンタテインメント(株)	(所有)直接90%	役員の兼任	資金の貸付	60,000	関係会社 長期貸付金	254,500
				受取利息	5,501		
				貸倒引当金繰入	160,000	貸倒引当金	160,000

- (注) 1. 取引金額および期末残高には、消費税等は含まれておりません。  
 2. 取引条件の決定については、一般取引条件を参考に協議の上決定しております。  
 3. 債務保証については、金融機関よりの借入金に対して債務保証を行ったものであり、保証料の受領はしていません。

## (2) 役員および個人主要株主等

(単位：千円)

種類	氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	河野義勝	(被所有)直接33.4%	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証	156,620	—	—

- (注) 当社は銀行借入に対して、代表取締役社長河野義勝より債務保証を受けており、取引金額は期末時点での被保証残高であります。保証料の支払いは行っていません。

9. 1株当たり情報関係

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 328円49銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 1円05銭   |

なお、損益計算書上の当期純損失の額は10,986千円、1株当たり当期純損失の算定に用いられた普通株式に係る当期純損失の額は10,986千円であります。また、1株当たり当期純損失の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数は10,467,066株であります。

10. 重要な後発事象関係

該当事項はありません。

## 会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月19日

武蔵野興業株式会社  
取締役会 御中

八重洲監査法人

代表社員 公認会計士 本間 英雄 ㊞  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 滝澤 直樹 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、武蔵野興業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第146期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

## 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第146期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月26日

武蔵野興業株式会社 監査役会

常勤監査役	谷	□	均	Ⓜ
社外監査役	宇野	昭	秀	Ⓜ
社外監査役	出	□	洋	Ⓜ
			以	上

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 株式併合の件

#### 1. 株式併合を行う理由

全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しており、当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更することといたしました。

これにあたり、単元株式数の変更後の売買単位当たりの価格について、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準を維持することを目的として、株式併合を行いたいと存じます。

#### 2. 株式併合の内容

##### (1) 併合の割合

当社普通株式について、10株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分をし、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

##### (2) 株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

##### (3) 効力発生日における発行可能株式総数

4,000,000株

##### (4) その他

手続き上必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

(注) 株式併合の割合に合わせて、発行済株式総数が10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たりの純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。また、現行の株主優待制度を変わりなくご提供するため、株式併合の比率に合わせて株主優待における基準も10分の1に変更いたします。

（ご参考）

本議案を原案どおりご承認いただいた場合、会社法第182条第2項の定めにより発行可能株式総数の定款変更があったものとみなされ、また、単元株式数変更に伴う定款変更につきましては、同法第195条の定めにより既に取締役会決議で承認可決されておりますので、平成29年10月1日をもって、当社定款の一部が次のとおり変更されることとなります。

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
第1条～第5条（条文省略）	第1条～第5条（現行どおり）
第6条 当社の発行可能株式総数は <u>4,000万株</u> とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は <u>400万株</u> とする。
第7条（条文省略）	第7条（現行どおり）
第8条 当社の単元株式数は <u>1,000株</u> とする。	第8条 当社の単元株式数は <u>100株</u> とする。
第9条～第36条（条文省略）  （新設）	第9条～第36条（現行どおり）  附則 第1条 第6条および第8条の効力発生日は、平成29年10月1日とする。 第2条 附則第1条、同第2条は附則第1条に定める効力発生日をもって削除するものとする。

## 第2号議案 取締役4名選任の件

取締役 河野優子、仲村正憲、長坂紘司、三村 篤の4氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、あらためて取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	<p><b>再任</b>                      こうの ゆうこ                      河野 優子                      (昭和36年9月17日生)</p>	平成21年4月 当社顧問 平成21年6月 当社取締役 平成21年11月 当社常務取締役 平成23年5月 当社常務取締役営業担当兼内部統制担当(現任) 【重要な兼職の状況】 <input type="checkbox"/> 非常勤講師 東京都市大学、武蔵野大学、立教女学院短期大学 上智社会福祉専門学校	824,640株
取締役候補者とした理由 平成21年から当社取締役、当社常務取締役を務め、当社再建に尽力し、平成23年からは当社常務取締役営業担当兼内部統制担当を務める等、当社の管理部門および営業部門全般について豊富な実績と識見を有しております。			
2	<p><b>再任</b>                      なかむらまさのり                      仲村 正憲                      (昭和35年2月10日生)</p>	昭和58年4月 当社入社 平成20年3月 当社総務部長 平成23年6月 当社取締役総務部長(現任)	1,000株
取締役候補者とした理由 昭和58年の入社以来、管理本部に従事し、平成23年から当社取締役総務部長を務める等、当社における豊富な経験と総務業務に関する識見を有しております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	<p><b>再任</b> ながさか こうじ 長坂 紘司 (昭和18年5月29日生)</p>	<p>昭和58年3月 株式会社小泉代表取締役副社長 平成4年3月 株式会社小泉代表取締役社長 平成17年6月 当社社外取締役(現任) 平成28年6月 株式会社小泉代表取締役会長(現任) 〔重要な兼職の状況〕 株式会社小泉代表取締役会長</p>	13,333株
<p>社外取締役候補者とした理由 昭和44年(株)小泉入社以来、昭和58年から同社代表取締役副社長、平成4年から同社代表取締役社長、平成28年から同社代表取締役会長を務めております。なお、平成17年から当社社外取締役を務めており、経営者としての豊富な経験と幅広い識見のもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することで、当社の経営体制がさらに強化できるものと考えております。</p>			
4	<p><b>再任</b> みむら あつし 三村 篤 (昭和44年7月23日生)</p>	<p>平成5年4月 千代田生命保険相互会社(現ジブラルタ生命保険株式会社)入社 平成12年9月 株式会社新生銀行入社 平成13年6月 株式会社リサ・パートナーズ入社 平成18年6月 株式会社リサ・パートナーズ ソリューション部長 平成20年6月 当社社外取締役就任 平成22年3月 当社社外取締役辞任 平成22年4月 株式会社アースウィンド・アドバイザーズ設立 代表取締役就任(現任) 平成25年6月 当社社外取締役(現任) 〔重要な兼職の状況〕 株式会社アースウィンド・アドバイザーズ代表取締役</p>	0株
<p>社外取締役候補者とした理由 平成5年千代田生命保険相互会社(現ジブラルタ生命保険(株))入社、平成12年(株)新生銀行入社、平成13年(株)リサ・パートナーズ入社を経て、平成22年経営コンサルタント会社である(株)アースウィンド・アドバイザーズを設立、同社の代表取締役を兼職しております。また、平成20年から平成22年まで当社社外取締役を務め、平成25年より再度当社社外取締役を務め、経営コンサルタントとしての豊富なビジネス経験と幅広い識見のもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することで、当社の経営体制がさらに強化できるものと考えております。</p>			

- (注)
1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  2. 長坂紘司、三村 篤の両氏は社外取締役候補者であります。
  3. 長坂紘司氏は、当社の大株主である株式会社小泉の代表取締役会長を兼職しており、当社は同社との間に製品供給の取引関係がありました（平成28年10月末日にて終了しました）。長坂紘司氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって12年であります。
  4. 三村 篤氏は株式会社アースウィンド・アドバイザーズの代表取締役を兼職しております。三村 篤氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
  5. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、長坂紘司氏および三村 篤氏との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であり、本総会において、両氏の再任が承認された場合本契約を継続する予定であります。
  6. 当社は、長坂紘司氏および三村 篤氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定です。

なお、会社法施行規則第74条に定める、取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の社外監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は、須藤氏の就任前に限り、監査役会の同意を得て行う取締役会の決議により取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

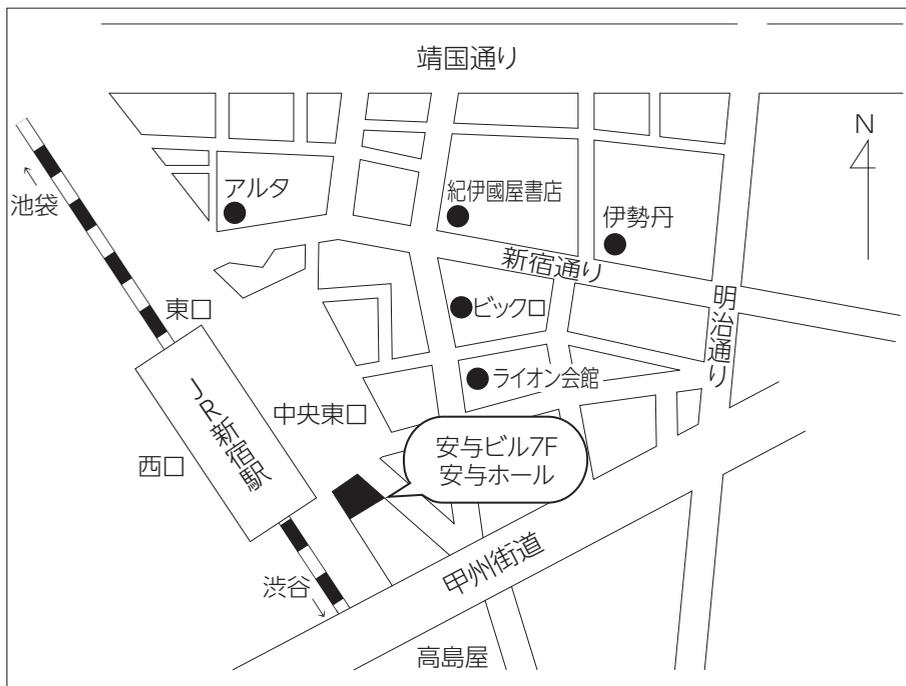
氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
す どう こう た 須藤公太 (昭和58年8月19日生)	平成23年9月 司法試験合格 平成23年11月 最高裁判所司法研修所入所 平成24年12月 弁護士登録(横浜弁護士会)(現任) 平成24年12月 須藤法律事務所入所 平成27年10月 須藤法律事務所代表弁護士就任(現任) 〔重要な兼職の状況〕 須藤法律事務所代表弁護士 社会福祉法人中川徳生会評議員 公益社団法人全国学生スキー連盟総務専門委員	0株
補欠社外監査役候補者とした理由 平成24年弁護士登録、平成27年10月から須藤法律事務所代表弁護士を兼職しております。須藤公太氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての専門的な識見を当社の監査体制に活かしていただくためであります。また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。		

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 須藤公太氏は補欠の社外監査役候補者であります。  
3. 須藤公太氏の選任が承認され社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。  
4. 当社は補欠の社外監査役候補者須藤公太氏が監査役に就任した場合には、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。

なお、会社法施行規則第76条に定める、監査役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

以上

# 株主総会会場ご案内図



会場 東京都新宿区新宿三丁目37番11号  
安与ビル7階

**安与ホール**  
(JR新宿駅中央東口より徒歩1分)



見やすく読みまちがえ  
にくいユニバーサルデ  
ザインフォントを採用  
しています。